

○いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月27日いわき市条例第61号

改正

平成26年9月24日いわき市条例第38号

平成27年7月8日いわき市条例第49号

平成28年3月31日いわき市条例第31号

令和元年12月26日いわき市条例第45号

令和3年6月30日いわき市条例第38号

令和4年3月30日いわき市条例第5号

令和5年3月9日いわき市条例第15号

いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 助産施設（第20条—第23条）

第3章 保育所（第24条—第30条）

第4章 雑則（第30条の2・第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設（助産施設及び保育所に限る。第6条の2、第6条の3第1項、第14条第1項及び第16条第1項を除き、以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

**第2条** この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身共に健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

**第3条** 市長は、いわき市社会福祉審議会条例（平成12年いわき市条例第9号）第1条の規定に基づき設置されたいわき市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低

基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

**第4条** 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

**第5条** 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

**第6条** 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の非常災害に対する具体的計画は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに立てるものとする。

3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

**第6条の2** 児童福祉施設（保育所に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安

全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

**第6条の3** 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

**第7条** 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

**第8条** 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

**第9条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

**第10条** 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

**第11条** 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

**第12条** 児童福祉施設は、業務継続計画（感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画をいう。以下この条において同じ。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

**第13条** 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

**第14条** 児童福祉施設（保育所に限る。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第9条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜(し)好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。  
(入所した者及び職員の健康診断)

**第15条** 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止すること等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。  
(児童福祉施設内部の規程)

**第16条** 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、規則で定める事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 2 保育所は、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。  
(児童福祉施設に備える帳簿)

**第17条** 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿

を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

**第18条** 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

**第19条** 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すること等の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、福島県又は市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## 第2章 助産施設

(種類)

**第20条** 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法に基づく助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

**第21条** 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員の配置の基準)

**第22条** 第2種助産施設には、医療法に基づく職員のほか、助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 前2項の職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(第2種助産施設と異常分べん)

**第23条** 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所

させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

### 第3章 保育所

(設備の基準)

第24条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に掲げる耐火建築物をいう。以下このアにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に掲げる準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定

		<p>する構造のものにあつては、当該階段の構造が、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造であるものに限る。）</p> <p>(2) 待避上有効なバルコニー</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号の2に掲げる準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>(4) 屋外階段</p>
3階	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>(2) 屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあつては、当該階段の構造が、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造であるものに限る。）</p> <p>(2) 建築基準法第2条第7号に掲げる耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>(3) 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあつては、当該階段の構造が、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号</p>

		に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡し、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造であるものに限る。)
		(2) 建築基準法第2条第7号に掲げる耐火構造の屋外傾斜路
		(3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室(次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に掲げる耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講ぜられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(設備の基準の特例)

**第25条** 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該保育所又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員の配置の基準)

**第26条** 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 乳児を入所させる保育所にあつては、保健師、看護師又は准看護師を配置するよう努めるものとする。

3 第1項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下回ることはできない。

(保育時間)

**第27条** 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

**第28条** 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、市長が定める指針に従わなければならない。

(保護者及び関係機関との連絡)

**第29条** 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

2 保育所の長は、市、児童相談所、児童委員等の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び保護者の支援に努めなければならない。

(業務の質の評価等)

**第30条** 保育所は、自らその行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

#### 第4章 雑則

(電磁的記録)

**第30条の2** 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

**第31条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する保育所(建築中のものを含み、平成25年4月1日以後に乳児室の面積の変更を伴い増築又は改築されたものを除く。)の乳児室又はほふく室の面積について第24条第2号の規定を適用する場合には、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室においては1.65平方メートル以上であり、ほふく室においては3.3平方メートル以上」とする。

3 第26条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 保育所の職員の配置については、当分の間、第26条第3項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

5 第26条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普

通免許状をいう。)を有する者を保育士とみなすことができる。

- 6 前項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第3項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前項の規定の適用がないとした場合の第26条第3項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

**附 則**（平成26年9月24日いわき市条例第38号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年7月8日いわき市条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日いわき市条例第31号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中第24条第7号イの表2階の部避難用の項第1号及び3階の部避難用の項第1号の改正規定並びに同表4階以上の部避難用の項第1号の改正規定並びに第2条中第29条第7号イの表4階以上の部避難用の項第1号及び第44条第7号イの表4階以上の部避難用の項第1号の改正規定は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）の施行の日から施行する。

**附 則**（令和元年12月26日いわき市条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年6月30日いわき市条例第38号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月30日いわき市条例第5号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月9日いわき市条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき

困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。